

ID: 222

担当部署: 都市整備課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第41条第1項		
例規番号	平成9年条例第26号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第41条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第41条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 町長は、前項の許可に条件を附することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日